

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課) 一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (障害福祉課) 一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一

○道路の区域変更 (道路課) 二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 二

公 告

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三

選挙管理委員会

○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正 三

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表 三

公安委員会

○警備業法施行細則の一部を改正する規則 六

告 示

○宮城県告示第五百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 とよさとマイ・タウンクラブ

一 代表者の氏名 伊藤 國雄

二 主たる事務所の所在地 登米市豊里町上屋浦五十一番地二

三 定款に記載された目的 このクラブは、登米市豊里地区を中心とした周辺市町村において、自主企画・自主運営によるスポーツ・文化活動等を通じた地域住民間の交流により、地域における生涯スポーツの振興を図り、子ども達のスポーツ環境を整備し、よりよい地域づくりの発展、更には地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年六月一日

○宮城県告示第五百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 変更後 | 変更前 | 事業所番号 | 設置者名 | 指定障害福祉サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地 | 変更年月日 |
|-----|------------|-------|--------------|---------------|--------------------------------|------------|
| | ○四一五一〇〇六八四 | | 医療法人社 団原クリニッ | 就労継続支援B型 | 仙台メンタルヘルスサービス 仙台市青葉区堤通二丁目四番地二号 | 平成二十一年六月一日 |
| | | | | | 仙台メンタルヘルスサービス 仙台市青葉区昭和町二番二十五号 | |
| | | | | | 朝日フラザエザース 一〇一号 | |

○宮城県告示第五百六十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | | |
|-------|------------|-------------|---|----------------|------|------------------|-------|--------------|
| 事業所番号 | 〇四一五一〇〇六八四 | 事業所の名称及び所在地 | 仙台メンタルヘルスサービス 仙台市太白区長町三丁目八番九号渡辺アパルトメント一〇一号 | 廃止した指定障害福祉サービス | 設置者名 | 医療法人社団 原クリニツク | 廃止年月日 | 平成二十一年五月三十一日 |
|-------|------------|-------------|---|----------------|------|------------------|-------|--------------|

○宮城県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川登米線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 備考 |
|--|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------|
| 前 | 後 | 前 | 後 | | | |
| 大崎市田尻北牧目字新堀一七六番地先 から 同市田尻沼部字新堀東一番五地先まで | | 一〇・〇 一〇・一 一〇・二 | 一〇・〇 一〇・一 一〇・二 | 一一・五 一一・五 一一・五 | 八二・八 九一・四 八二・八 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |

○宮城県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、金洗堰土地改良区

平成二十一年六月十二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

一 就任した者

二 退任した者

| 就任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
|------------|--------|-------------------|-----|
| 平成二十年十二月四日 | 跡部 昌洋 | 黒川郡大衡村駒場字上推路三十七番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 吉田 耕作 | 加美郡色麻町大字下本町一番地の一 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 早坂 良博 | 加美郡色麻町大字小原沢八番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 堀籠 龍哉 | 黒川郡大衡村大瓜字中島四十八番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 松井 正記 | 加美郡色麻町大字下本町二十六番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 佐々木 金彌 | 黒川郡大衡村大衡字尾西四十番地の一 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 渡辺 一正 | 黒川郡大衡村大衡字小杏掛四十八番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 早坂 豊弘 | 黒川郡大衡村大衡字座府六十二番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月四日 | 高橋 一郎 | 黒川郡大衡村大衡字松本二番地 | 理事 |

| 退任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
|------------|--------|-------------------|-----|
| 平成二十年十二月三日 | 跡部 昌洋 | 黒川郡大衡村駒場字上推路三十七番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月三日 | 吉田 耕作 | 加美郡色麻町大字下本町一番地の一 | 理事 |
| 平成二十年十二月三日 | 早坂 良博 | 加美郡色麻町大字小原沢八番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月三日 | 堀籠 龍哉 | 黒川郡大衡村大瓜字中島四十八番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月三日 | 松井 正記 | 加美郡色麻町大字下本町二十六番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月三日 | 佐々木 金彌 | 黒川郡大衡村大衡字尾西四十番地の一 | 理事 |
| 平成二十年十二月三日 | 渡辺 一正 | 黒川郡大衡村大衡字小杏掛四十八番地 | 理事 |
| 平成二十年十二月三日 | 早坂 豊弘 | 黒川郡大衡村大衡字座府六十二番地 | 理事 |

| | | | |
|------------|------|----------------------|----|
| 平成二十年十二月三日 | 佐野 晃 | 黒川郡大衡村大衡字竹の内沢六十五番地の三 | 理事 |
|------------|------|----------------------|----|

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のつち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|---------------|------------|
| 今野薬局 | 塩竈市海岸通一・七 | 平成二十一年六月一日 |
| 今野薬局 大代店 | 多賀城市大代五・四・四十八 | 平成二十一年六月一日 |

選挙管理委員会

○宮選挙告示第七十七号

平成七年宮選挙告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 豊 一

仙台市原町保育所の項中「仙台市宮城野区清水沼三丁目六番一―一―」を「仙台市宮城野区藤田三番一―」に、仙台市若切東「ミツニハイ・センター」の項中「同 中宮城野区若切字豊興田一三三七番地八」を「同 中宮城野区若切字青葉田一三三七番地の八」に改める。

※監選丁目集会所、東黒松集会所、（旧）羽山三浦集会所の項を削除。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、

宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年6月12日

宮城県監査委員 畠 山 和 純
 宮城県監査委員 袋 正
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成21年3月31日

2 通知のあった日

平成21年5月14日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 北部県税事務所（旧大崎県税事務所）

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分 234,294,050円

過年度分 365,209,881円

合 計 599,503,931円

・平成18年度収入未済額

現年度分 164,476,065円

過年度分 349,802,333円

合 計 514,278,398円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減のため平成19年度から実施されている宮城県徴収確保対策3か年計画に基づき以下の徴収確保対策を講じた。

1 差押件数の目標を565件に設定し、差押強化の取組をしたところ、574件の差押えを行い、目標を達成した。また、電話加入権及び動産の公売や当事務所で初となるインターネット公売を実施した。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|-------------|------|-------------|-----|--------------|------|-------------|------|--------------|-----|--------------|--|------|-------------|------|--------------|-----|--------------|------|-------------|------|--------------|-----|--------------|------|-------------|------|--------------|-----|--------------|
| <p>監 査 課</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>55,634,352円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>89,741,227円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>145,375,579円</td> </tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>32,448,402円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>100,968,525円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>133,416,927円</td> </tr> </table> <p>取 組</p> <p>措置の内容</p> <p>宮城県収収確保対策3か年計画での目標に基づき、収入未済額の縮減に努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滞納事業検討会において、大口の滞納案件の状況把握と今後の処理方針を決定し、滞納整理が停滞しないよう努めた。 2 新規発生の滞納事業については、早期の催告、財産調査及び積極的な差押えを実施し、滞納繰越とならないよう努めた。 3 個人県民税については、各種の徴収支援を行うとともに、事業者に対し、給与所得者に対する特別徴収制度採用を働き掛けた。 <p>(3) 東部県税事務所登米地域事務所(旧登米県税事務所)</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> | 現年度分 | 55,634,352円 | 過年度分 | 89,741,227円 | 合 計 | 145,375,579円 | 現年度分 | 32,448,402円 | 過年度分 | 100,968,525円 | 合 計 | 133,416,927円 | <p>2 所内滞納事業検討会で処理方針を決定し、滞納整理の適正な進捗管理に努めた。</p> <p>3 自動車税については、納期内納付を促進するため、納税通知書を早期に発送し、市内スーパーマーケット及びJR古川駅における納期内納付キャンペーンや大手事業所及び飲食店へのチラシ配布などを実施したところ納期内納付率が件数ベースで前年度より3.9ポイント向上した。</p> <p>4 個人県民税の収入率向上のため住民税特別徴収未実施の事業主に対して特別徴収への移行を市町と連携し働き掛けた。</p> <p>5 納税者の利便を図るため夜間窓口納税を4回、休日納税窓口を3回開設した。</p> <p>(2) 北部県税事務所栗原地域事務所(旧栗原県税事務所)</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>71,094,781円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>114,097,844円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>185,192,625円</td> </tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>47,106,754円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>113,437,913円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>160,544,667円</td> </tr> </table> <p>口 措置の内容</p> <p>県税事務運営に基づき、事務所の「運営基本方針」及び「事務実施計画」を策定し、収入未済額の縮減に努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人県民税については、登米市と住民税徴収対策会議を開催し、併せて情報交換も4回行った。これらに基づき、滞納処分研修や共同催告を実施し徴収支援を行った。また、登米市と企業訪問を実施し、特別徴収制度の普及・拡大を図った。 2 財産調査を早期に行い、滞納処分を徹底した。その結果、差押目標件数200件に対し270件の実績となった。(預貯金差押え215件、給与差押え45件等)財産調査等の結果、財産が無く失業中の者や収入が少なく生活困窮者等資力のない者については、処分停止を速やかに行った。 <p>(4) 気仙沼県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成19年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>88,593,568円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>146,420,056円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>235,013,624円</td> </tr> </table> <p>・平成18年度収入未済額</p> | 現年度分 | 71,094,781円 | 過年度分 | 114,097,844円 | 合 計 | 185,192,625円 | 現年度分 | 47,106,754円 | 過年度分 | 113,437,913円 | 合 計 | 160,544,667円 | 現年度分 | 88,593,568円 | 過年度分 | 146,420,056円 | 合 計 | 235,013,624円 |
| 現年度分 | 55,634,352円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度分 | 89,741,227円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 145,375,579円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 32,448,402円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度分 | 100,968,525円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 133,416,927円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 71,094,781円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度分 | 114,097,844円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 185,192,625円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 47,106,754円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度分 | 113,437,913円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 160,544,667円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年度分 | 88,593,568円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年度分 | 146,420,056円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 235,013,624円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

現年度分 50,299,145円
 過年度分 160,891,162円
 合 計 211,190,307円
 □ 措置の内容
 個人県民税については、管内市町との連携を進め、滞納者情報の交換、地方税法第48条による直接徴収を行うとともに共同徴収及び共同催告を行った。さらに特別徴収の推進を図るため、市町と共同で事業所訪問を行った。
 それ以外の県税については、捜索を含めた財産調査を迅速に行い、資力があるにもかかわらず納付しない者については、預金、給料、電話加入権等の差押えを行い、滞納額縮減に努めた。

(5) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成19年度収入未済額

現年度分 4,942,318円

過年度分 21,549,615円

合 計 26,491,933円

・平成18年度収入未済額

現年度分 5,114,223円

過年度分 18,251,383円

合 計 23,365,606円

○生活保護扶助費返還金

・平成19年度収入未済額

現年度分 1,072,849円

過年度分 5,932,691円

合 計 7,005,540円

・平成18年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 6,167,243円

合 計 6,167,243円

○未熟児養育費

・平成19年度収入未済額

現年度分 38,254円

過年度分 283,634円

合 計 321,888円

・平成18年度収入未済額

現年度分 106,229円

過年度分 244,359円

合 計 350,588円

□ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

収納促進については、滞納発生後速やかに督促通知を行い、その後も電話や訪問等による督促や納入指導を行い、早期回収に努めている。また、収入未済の発生防止策として、貸付け決定前に借受人親子との面接実施や保証人の償還意志の確認を行うとともに家庭状況に応じた償還方法の変更などの納入指導を行っている。

今後も、未償還者に対して適宜電話や文書等による督促を行うとともに必要に応じて家庭等を訪問して督促するなど、生活状況を確認しながら、継続的な償還指導を行い収納促進に努めていく。

○生活保護扶助費返還金

平成19年度収入未済額の平成20年度末現在の状況については、現年度分は822,849円で、過年度分は5,709,691円で合計6,532,540円となっており、平成19年度末と比較すると473,000円の減となっている。

今後も、収入未済額の縮減に向け、現在、生活保護を受給している債務者に対しては通常の家庭訪問の際に納入指導を行うとともに既に生活保護が廃止となっている債務者に対しては、家庭訪問や電話等で収納促進に努めていく。

○未熟児養育費

処理状況について、年度の新しいものから優先的に電話催促を定期的に行い(平成19年度計18回)、電話連絡のつかないものについては家庭訪問を行った(平成19年度計3回)

対応策として、申請時に未然防止のため制度説明を十分に行い、既に時効となっているものや特別の事情等により不納欠損となるものについては速やかに子ども家庭課と協議しながら、

不納欠損処分等の検討をしていくこととしている。

(6) 松島公園事務所

イ 監査委員の報告の内容

占用許可使用料において、還付手続きの遅延により損害が生じたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

過誤納付金の還付手続きの遅延により損害が生じたもの。

- ・ 正規使用料 3,290円
- ・ 過誤納付金額 99,160円
- ・ 還付加算金 7,400円
- ・ 返還額合計 103,270円

ロ 措置の内容

使用料の算定に当たって基準の適用や積算等に誤りがないよう起案時及び決裁時のチェックを慎重に行うこととした。

(7) 大河原地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

補助金の実績確認において、確認が不十分だったものが認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

市町村振興総合補助金において、実績報告書に基づき、書面による確認調査を行ったが、一部事業に不適正執行があったもの。

- ・ 事業名 市町村献血推進事業
- ・ 事業主体 丸森町
- ・ 補助金額 平成19年度 158,000円
平成18年度 144,000円
- ・ 返還額 平成19年度 54,000円
平成18年度 11,000円

ロ 措置の内容

本件事業を受けて、適正執行の確保に係る対応方針を定め、管内市町等への通知を行うとともに、当所及び保健福祉事務所のメニュー事業担当者に対して、市町の事業執行に対する指導や厳正な実績確認の実施について改めて周知を図った。さらに、平成20年度補助金に係る確認

調査の実施に際して、保健福祉事務所を含めた各メニュー事業の担当者等の会議を開催し、平成20年4月改正の「市町村振興総合補助金確認調査実施要領」に基づく厳正な調査実施を指示するとともに、特に、証拠書類や成果物の現物確認を徹底した。また、同時期に市町等の企画・財政担当課の職員を対象に会議を開催し、適正な事業の執行を求めた。

(8) 水産高等学校

イ 監査委員の報告の内容

学校徴収金において、職員による学年諸経費などの横領事件が発生し、不正に使用されたことか認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・ 同窓会費，職員親睦会費，教材費等
- ・ 職員による横領金額 4,911,142円
- ・ 横領があったとされる期間 平成19年3月から20年5月

ロ 措置の内容

「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領(準則)」の遵守を徹底するため、今回、新たに「会計処理マニュアル」を水産高校で独自に作成し、職員全員に配布するとともに取扱手続の遵守を校長から指導した。また、学校の関係団体に対しても適切な処理について改めて要請した。

すべての県立高校に対しては、平成20年6月に臨時校長会議を開催し、職員の服務規律の確保と取扱要領等の遵守の徹底について口頭及び文書で指導した。その後も機会をとらえて同様の注意喚起を校長及び事務長に行ってきた。また、全県立高校を対象に、学校徴収金の会計事務について、平成20年度からの2か年で事務処理状況を調査し、個別に訪問指導を実施している。

公安警察 公安

○宮城県公安委員会規則第6号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月12日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也
警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則(平成20年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次のとおり」を「次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外の

もの」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
 - (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
 - (3) 刺股
 - (4) 非金属製の楯
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの
- 第6条第2項中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第3項中「警戒杖及び非金属製の楯」を「警戒じょう」に改め、同項ただし書を削る。
- 附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

警戒棒の制限

| 長 さ | 重 量 |
|-------------------------|----------|
| 30センチメートルを超え40センチメートル以下 | 160グラム以下 |
| 40センチメートルを超え50センチメートル以下 | 220グラム以下 |
| 50センチメートルを超え60センチメートル以下 | 280グラム以下 |
| 60センチメートルを超え70センチメートル以下 | 340グラム以下 |
| 70センチメートルを超え80センチメートル以下 | 400グラム以下 |
| 80センチメートルを超え90センチメートル以下 | 460グラム以下 |

別表第 2 (第 6 条関係)

警戒じよの制限

| 長 さ | 重 量 |
|---------------------------|----------|
| 90センチメートルを超え100センチメートル以下 | 510グラム以下 |
| 100センチメートルを超え110センチメートル以下 | 570グラム以下 |
| 110センチメートルを超え120センチメートル以下 | 630グラム以下 |
| 120センチメートルを超え130センチメートル以下 | 690グラム以下 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じよ(この規則による改正後の警備業法施行細則(以下この項において「新規則」という。)第6条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。)については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第6条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。